

住民税（町・県民税）申告の要否の目安

各項目の内容により、住民税（町・県民税）申告の要否の目安としてください。

1 前年の1月1日から12月31日までの間に収入がありましたか？

（遺族年金、障害年金、傷病手当等は非課税となるため収入には含めません）

- ア 収入があった → 2へ
- イ 収入がなかった → 6へ

2 諏訪税務署に所得税の確定申告書を提出しますか？

- ア 提出する → 住民税の申告は不要です
- イ 提出しない → 3へ

3 給与所得、公的年金等の所得以外の所得がありますか？

- ア ある → 住民税の申告が必要です
- イ ない → 4へ

4 事業所から給与支払報告書、公的年金等支払報告書が、下諏訪町に提出されていますか？

（不明な場合は、事業所に確認してください）

- ア 提出されている → 5へ
- イ 提出されていない → 住民税の申告が必要です

5 医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料、扶養控除等の各種控除の追加がありますか？

- ア ある → 住民税の申告が必要です
- イ ない → 住民税の申告は不要です

6 次のいずれかにあてはまる状況がありますか？

（国民健康保険に加入している、児童扶養手当を受給している、県営住宅に入居している、所得証明等が必要となる見込みがある）

- ア このような状況がある → 住民税の申告が必要です
- イ このような状況はない → 7へ

7 同一世帯の家族の扶養親族になっていますか？

- ア 扶養になっている → 住民税の税額計算にあたり、扶養親族等の所得要件の確認のため、住民税申告にご協力ください。
- イ 扶養になっていない → 住民税の申告が必要です

ご不明な点ありましたら下諏訪町 税務課 町民税係（0266-27-1111）までお問い合わせください。